

令和 8 年 9 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 96 号	大東市消防団員等公務災害補償条例-----	4
・議案第 98 号	大東市特別会計設置条例-----	6
・議案第 100 号	大東市市税条例	
	(1) 令和 9 年 1 月 1 日施行分-----	8
	(2) 令和 9 年 4 月 1 日施行分-----	16
	(3) 令和 10 年 1 月 1 日施行分-----	16
	(4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を 改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日 の属する年の翌々年の 1 月 1 日施行分-----	22
・議案第 101 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例-----	26
・議案第 102 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例-----	28
・議案第 103 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例	
	(1) 公布の日施行分-----	58
	(2) 公布の日の翌日施行分-----	60
	(3) 令和 8 年 12 月 25 日施行分-----	74
	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例-----	74
・議案第 104 号	大東市立認定こども園条例-----	78
	(附則改正)	
	大東市行政手続条例-----	78
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	80
	大東市立保育所条例-----	82
	大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の 利用者負担に関する条例-----	84
	大東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例-----	84

・議案第 1 0 5 号	大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例	
	(1) 公布の日施行分-----	8 8
	(2) 令和 8 年 1 2 月 2 5 日施行分-----	9 2
・議案第 1 0 6 号	大東市景観条例-----	9 4

大東市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>3 3 0 , 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 第 1 8 条の 2 ～ 第 2 9 条 （略）

主要改正点

- ・非常勤消防団員等の葬祭補償に係る定額部分の額を引き上げたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>3 1 5 , 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 第 1 8 条の 2 ～ 第 2 9 条 （略）

大東市特別会計設置条例 新旧対照表

新
(設置) 第 1 条 (略) (1) ～ (9) (略) (10) <u>大東市新庁舎整備事業特別会計</u> <u>新庁舎整備事業</u> 第 2 条 ～ 第 3 条 (略)

主要改正点

- ・大東市新庁舎整備事業特別会計を設置したこと。

旧
(設置) 第 1 条 (略) (1) ～ (9) (略) 第 2 条 ～ 第 3 条 (略)

大東市市税条例 新旧対照表

新
＜令和 9 年 1 月 1 日施行分＞ 第 1 条 ～ 第 3 6 条 （略） （市民税の申告） 第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 4 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び

主要改正点

- ・家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げたこと。
- ・個人市民税における特定暗号資産に係る譲渡所得の課税方式等を見直したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 3 6 条 （略） （市民税の申告） 第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 4 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 4 条第 2 項に規

新

第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 8 （略）

第36条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 （略）

（1） （略）

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。）の氏名

（3） ～ （4） （略）

2 ～ 4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、

旧

定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 8 （略）

第36条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 （略）

（1） （略）

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3） ～ （4） （略）

2 ～ 4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職

新

当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

旧

手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

新

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 （略）

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と読み替えるものとする。

第36条の4 ～ 第145条 （略）

附 則

第1条 ～ 第5条 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法

旧

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と読み替えるものとする。

第36条の4 ～ 第145条 （略）

附 則

第1条 ～ 第5条 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替

新
第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 ～ 第 7 条の 2 （略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 7 条の 3 平成 2 2 年度から<u>令和 2 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が平成 2 1 年から<u>令和 1 2 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） 第 7 条の 4 ～ 第 2 9 条 （略） <令和 9 年 4 月 1 日施行分> 第 1 条 ～ 第 6 2 条 （略） （固定資産税の免税点） 第 6 3 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては 3 0 0， 0 0 0 円、償却資産にあつては<u>1， 8 0 0， 0 0 0 円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第 6 3 条の 2 ～ 第 1 4 5 条 （略） <令和 1 0 年 1 月 1 日施行分> 第 1 条 ～ 第 3 4 条の 6 （略）

旧
えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 ～ 第 7 条の 2 （略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 7 条の 3 平成 2 2 年度から<u>令和 2 0 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が平成 2 1 年から<u>令和 7 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 3 4 条の 3 及び第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） 第 7 条の 4 ～ 第 2 9 条 （略） 第 1 条 ～ 第 6 2 条 （略） （固定資産税の免税点） 第 6 3 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 3 0 0， 0 0 0 円、<u>家屋にあつては 2 0 0， 0 0 0 円</u>、償却資産にあつては<u>1， 5 0 0， 0 0 0 円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第 6 3 条の 2 ～ 第 1 4 5 条 （略） 第 1 条 ～ 第 3 4 条の 6 （略）

新

（寄附金税額控除）

第34条の7 （略）

2 （略）

3 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8 ～ 第145条 （略）

附 則

第1条 ～ 第7条の3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5 ～ 第8条 （略）

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて

旧

（寄附金税額控除）

第34条の7 （略）

2 （略）

3 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8 ～ 第145条 （略）

附 則

第1条 ～ 第7条の3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5 ～ 第8条 （略）

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項

新

適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第３４条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第１０条 ～ 第１７条 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第１７条の２ （略）

２ 前項の規定は、平成４年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第６項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１２項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

３ （略）

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第１７条の３ ～ 第２９条 （略）

旧

及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第１０条 ～ 第１７条 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第１７条の２ （略）

２ 前項の規定は、平成４年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

３ （略）

第１７条の３ ～ 第２９条 （略）

新
＜金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行分＞ 本則 （略） 附 則 第１条 ～ 第７条の３ （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４ 第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項、<u>附則第１９条の２の２第１項又は附則第１９条の３第１項の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u> 第７条の５条 ～ 第１９条の２ （略） <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第１９条の２の２ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定</u>

旧
本則 （略） 附 則 第１条 ～ 第７条の３ （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４ 第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項<u>又は附則第１９条の３第１項</u>の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第７条の５条 ～ 第１９条の２ （略）

新
<u>により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (2) <u>第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) <u>第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (4) <u>附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 第１９条の３ ～ 第２９条 （略）

旧
第１９条の３ ～ 第２９条 （略）

議案第101号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例 新旧対照表

新

第 1 条 ～ 第 1 4 条 （略）

（個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 5 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

第 1 6 条 ～ 第 1 9 条 （略）

主要改正点

- ・コンビニ等に設置されている端末機からの印鑑登録証明書の交付について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書による方法を加えたこと。

旧

第 1 条 ～ 第 1 4 条 （略）

（個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 5 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

第 1 6 条 ～ 第 1 9 条 （略）

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新
目次
第 1 章 ～ 第 2 章 （略）
第 3 章 （略）
第 1 節 ～ 第 2 節 （略）
第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条— <u>第 5 2 条</u> ）
第 4 章 （略）
附則
第 1 条 （略）
（定義）
第 2 条 （略）
(1) ～ (5) （略）
(6) <u>満 3 歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。
(7) <u>満 3 歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。
(8) ～ (12) （略）
(13) <u>教育認定子ども</u> 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。
(14) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u> 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
(15) <u>保育認定子ども</u> 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。
(16) ～ (31) （略）

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
目次
第 1 章 ～ 第 2 章 （略）
第 3 章 （略）
第 1 節 ～ 第 2 節 （略）
第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・ <u>第 5 2 条</u> ）
第 4 章 （略）
附則
第 1 条 （略）
（定義）
第 2 条 （略）
(1) ～ (5) （略）
(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業をいう。
(7) ～ (11) （略）
(12) ～ (27) （略）

新
第3条 ～ 第5条 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>教育認定子どもの総数</u> が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数</u> が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法 <u>又は前項に規定する選考の方法</u> をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）
第7条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、 <u>保育認定子ども</u> に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ

旧
第3条 ～ 第5条 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u> が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u> が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）
第7条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、 <u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同

新
り本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第 8 条 （略） （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第 9 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 （略） 第 1 0 条 ～ 第 1 1 条 （略） <u>（特定教育・保育の提供の記録）</u> 第 1 2 条 （略） （利用者負担額等の受領） 第 1 3 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 （略） (1) ～ (2) （略） (3) （略） ア （略） (ア) <u>教育認定子ども</u> 7 7, 1 0 1 円 (イ) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 7, 7 0 0 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。

旧
法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第 8 条 （略） （教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第 9 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 （略） 第 1 0 条 ～ 第 1 1 条 （略） <u>（教育・保育の提供の記録）</u> 第 1 2 条 （略） （利用者負担額等の受領） 第 1 3 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 （略） (1) ～ (2) （略） (3) （略） ア （略） (ア) <u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 7 7, 1 0 1 円 (イ) <u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 7, 7 0 0 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。

新
以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 ウ (略) (4) ～ (5) (略) 5 ～ 6 (略) 第 1 4 条 ～ 第 1 9 条 (略) (運営規程) 第 2 0 条 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第 6 条第 2 項に規定する選考方法<u>及び同条第 3 項に規定する選考の方法</u>を含む。) (8) ～ (11) (略) 第 2 1 条 (略) (<u>利用定員</u>の遵守) 第 2 2 条 (略) 第 2 3 条 ～ 第 2 4 条 (略) (虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、<u>学校教育法第 1 条に規定する幼稚</u>

旧
以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 ウ (略) (4) ～ (5) (略) 5 ～ 6 (略) 第 1 4 条 ～ 第 1 9 条 (略) (運営規程) 第 2 0 条 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第 6 条第 2 項<u>及び第 3 項</u>に規定する選考方法を含む。) (8) ～ (11) (略) 第 2 1 条 (略) (<u>定員</u>の遵守) 第 2 2 条 (略) 第 2 3 条 ～ 第 2 4 条 (略) (虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の

新

園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 ～ 第34条 （略）
（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育

旧

職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 ～ 第34条 （略）
（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教

新

を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは

旧

育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教

新

「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（同令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 4 3 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限

旧

育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令第 3 1 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（同令第 3 3 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 4 2 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

新

定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３８条 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第３９条 （略）

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

４ 前２項の特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

５ 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

旧

第３８条 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第３９条 （略）

２ 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３ 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

４ 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

新

第 4 0 条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 4 1 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 4 2 条 （略）

（1） 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） （略）

（3） 当該特定地域型保育事業者 （満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項及び第 1 2 項において同じ。）により特定地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項及び第 1 2 項において同じ。）の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 3 7 条第 2 項に規定するその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 ～ 6 （略）

7 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のも

旧

第 4 0 条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 4 1 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満 3 歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 4 2 条 （略）

（1） 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） （略）

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 3 7 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 ～ 6 （略）

7 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上の

新
のに限る。) <u>又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) ～ (2) (略) <u>8 特定地域型保育事業者 (満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、第 1 項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9</u> (略) <u>1 0</u> 事業所内保育事業 (第 3 7 条第 2 項の規定により定める利用定員が 2 0 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第 1 号及び第 2 号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>1 1</u> (略) <u>1 2</u> (略) (利用者負担額等の受領) 第 4 3 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者 <u>(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u> から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2 ～ 6 (略) 第 4 4 条 ～ 第 4 5 条 (略) (運営規程) 第 4 6 条 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第 3 9 条第 2 項<u>及び第 3 項</u>に規定する<u>選考の方法</u>を含む。) (8) ～ (11) (略)

旧
ものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) ～ (2) (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> 事業所内保育事業 (第 3 7 条第 2 項の規定により定める利用定員が 2 0 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第 1 項第 1 号及び第 2 号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>1 0</u> (略) <u>1 1</u> (略) (利用者負担額等の受領) 第 4 3 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2 ～ 6 (略) 第 4 4 条 ～ 第 4 5 条 (略) (運営規程) 第 4 6 条 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第 3 9 条第 2 項に規定する<u>選考方法</u>を含む。) (8) ～ (11) (略)

新
(勤務体制の確保等) 第 4 7 条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>利用定員</u>の遵守) 第 4 8 条 (略) (記録の整備) 第 4 9 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) ～ (5) (略) (準用) 第 5 0 条 第 8 条から第 1 4 条まで(第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。)、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>)について」と、<u>第 1 4 条第 1 項</u>中「施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第 2 5 条中「各号(幼保連携型認定こども園である特</u>

旧
(勤務体制の確保等) 第 4 7 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>定員</u>の遵守) 第 4 8 条 (略) (記録の整備) 第 4 9 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) ～ (5) (略) (準用) 第 5 0 条 第 8 条から第 1 4 条まで(第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。)、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>)について」と、<u>第 1 2 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 1 4 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特</u>

新

定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第５１条 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第５２条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。第５２条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第４３条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定に

旧

定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第５１条 特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法

新

より特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む

旧

第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

新

む。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 5 2 条 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満 3 歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（第 5 1 条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

旧

（特定利用地域型保育の基準）

第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超

新

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条 （略）

附 則

1 ～ 4 （略）
（連携施設に関する経過措置）
5 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

旧

えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条 （略）

附 則

1 ～ 4 （略）
（連携施設に関する経過措置）
5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新					
＜大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例＞ （公布の日施行分） 第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 8 条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、</u> <u>定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table>		<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、</u> <u>定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、</u> <u>定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 8 条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

新
3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 （略） 第19条 ～ 第50条 （略） （公布の日の翌日施行分） 第1条 ～ 第2条 （略） （基準の目的） 第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するためのものとする。 第4条 ～ 第6条 （略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同

旧
3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 （略） 第19条 ～ 第50条 （略） 第1条 ～ 第2条 （略） （基準の目的） 第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するためのものとする。 第4条 ～ 第6条 （略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同

新

じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

2 ～ 6 (略)

7 前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

8 (略)

第８条 ～ 第１８条 (略)

(家庭的保育事業所等の内部の規程)

旧

じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育を提供すること。

2 ～ 6 (略)

7 前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

8 (略)

第８条 ～ 第１８条 (略)

(家庭的保育事業所等の内部の規程)

新
第 1 9 条 （略） (1) ～ (5) （略） (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 <u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）</u> (7) ～ (11) （略） 第 2 0 条 ～ 第 2 7 条 （略） （小規模保育事業の区分） 第 2 8 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型 <u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u> 及び小規模保育事業 C 型 <u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u> とする。 第 2 9 条 （略） （職員） 第 3 0 条 （略） 2 （略） (1) ～ (2) （略） (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 1 5 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号 <u>又は第 3 号</u> の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>（以下「看護師等」という。）</u> を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導</u>

旧
第 1 9 条 （略） (1) ～ (5) （略） (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7) ～ (11) （略） 第 2 0 条 ～ 第 2 7 条 （略） （小規模保育事業の区分） 第 2 8 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。 第 2 9 条 （略） （職員） 第 3 0 条 （略） 2 （略） (1) ～ (2) （略） (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 1 5 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

新
<u>を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、<u>当該小規模保育事業所Ａ型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第９項又は第１０項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 <u>５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第３１条 （略） （職員） 第３２条 （略） ２ （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する<u>看護師等</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 <u>５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士(前項た</u>

旧
第３１条 （略） （職員） 第３２条 （略） ２ （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

新
<u>だし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (準用) 第 3 3 条 第 2 5 条から第 2 7 条まで及び第 2 9 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第 2 5 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 7 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 3 3 条において準用する次条及び第 2 7 条において「小規模保育事業者（B 型）」という。）」と、第 2 6 条及び第 2 7 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B 型）」と、第 2 9 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」とする。 第 3 4 条 ～ 第 3 5 条 (略) (利用定員) 第 3 6 条 小規模保育事業所 C 型は、法<u>第 6 条の 3 第 1 0 項第 1 号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 第 3 7 条 ～ 第 4 4 条 (略) (職員) 第 4 5 条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第 9 項又は第 1 0 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)</u>による支援を受けることがで

旧
(準用) 第 3 3 条 第 2 5 条から第 2 7 条まで及び第 2 9 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第 2 5 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 7 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 3 3 条において準用する次条及び第 2 7 条において「小規模保育事業者（B 型）」という。）」と、第 2 6 条及び第 2 7 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B 型）」と、第 2 9 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と、<u>同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 3 3 条において準用する次号」とする。</u> 第 3 4 条 ～ 第 3 5 条 (略) (利用定員) 第 3 6 条 小規模保育事業所 C 型は、法<u>第 6 条の 3 第 1 0 項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 第 3 7 条 ～ 第 4 4 条 (略) (職員) 第 4 5 条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

新
<u>きる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 第46条 ～ 第47条 （略） （職員） 第48条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内

旧
第46条 ～ 第47条 （略） （職員） 第48条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （準用） 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内

新

保育事業者」という。)」と、第 2 6 条及び第 2 7 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 2 9 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。）」とする。

第 5 0 条 （略）

附 則

1 ～ 3 （略）

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 1 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 ～ 7 （略）

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

8 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第 3 0 条第 2 項各号又は第 4 5 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 3 0 条第 2 項又は第 4 5 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

9 ～ 1 0 （略）

1 1 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施

旧

保育事業者」という。)」と、第 2 6 条及び第 2 7 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 2 9 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 9 条において準用する第 4 号において同じ。）」と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 4 9 条において準用する次号」とする。

第 5 0 条 （略）

附 則

1 ～ 3 （略）

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 1 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 ～ 7 （略）

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

8 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 3 0 条第 2 項各号又は第 4 5 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 3 0 条第 2 項又は第 4 5 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

9 ～ 1 0 （略）

1 1 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた

新

区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（令和8年12月25日施行分）

第1条 ～ 第13条 （略）
（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。

第15条 ～ 第50条 （略）

＜大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＞

本則 （略）

旧

者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

第1条 ～ 第13条 （略）

第14条 削除

第15条 ～ 第50条 （略）

本則 （略）

新
附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>

旧
附 則 1 (略) (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 1 0 4 号

- 大東市立認定こども園条例
- 大東市行政手続条例
- 大東市一般職の職員の給与に関する条例
- 大東市立保育所条例
- 大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例
- 大東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

新		
(大東市立認定こども園条例)		
本則 (略)		
別表 (第 2 条関係)		
名称	位置	定員
大東市立北条こども園	大東市北条三丁目 9 番 1 8 号	1 5 0 人
<u>大東市立南郷こども園</u>	<u>大東市太子田三丁目 1 番 2 0 号</u>	<u>2 0 0 人</u>
(大東市行政手続条例)		
第 1 条 ～ 第 2 条 (略)		
(適用除外)		
第 3 条 (略)		
(1) ～ (3) (略)		
(4) 大東市立の小学校、中学校、 <u>保育所又は幼保連携型認定こども園</u> において、教育又		

主要改正点

- ・ 幼保連携型認定こども園として、大東市立南郷こども園を設置したこと。

新旧対照表

旧		
(大東市立認定こども園条例)		
本則 (略)		
別表 (第 2 条関係)		
名称	位置	定員
大東市立北条こども園	大東市北条三丁目 9 番 1 8 号	1 5 0 人
(大東市行政手続条例)		
第 1 条 ～ 第 2 条 (略)		
(適用除外)		
第 3 条 (略)		
(1) ～ (3) (略)		
(4) 大東市立の小学校、中学校、 <u>幼稚園又は保育所</u> において、教育又は保育の目的を達		

新
は保育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対して行われる処分及び行政指導 (5) ～ (10) (略) 第4条 ～ 第37条 (略) (大東市一般職の職員の給与に関する条例) 目次 第1章 ～ 第2章 (略) 第3章 手当 (第13条―<u>第28条の2</u>) 第4章 (略) 附則 第1条 ～ 第28条の2 (略)

旧
成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対して行われる処分及び行政指導 (5) ～ (10) (略) 第4条 ～ 第37条 (略) 目次 第1章 ～ 第2章 (略) 第3章 手当 (第13条―<u>第28条の4</u>) 第4章 (略) 附則 第1条 ～ 第28条の2 (略) <u>(教職調整額)</u> <u>第28条の3 教育職員（園長及び副園長を除く。）には、その者の給料月額の100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</u> <u>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>3 教職調整額の支給を受ける教育職員については、第20条及び第21条の規定は、適用しない。</u> <u>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</u> <u>第28条の4 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第16条、第27条、第28条及び第29条の規定並びに大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）及び大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。</u>

新

第 2 9 条 ～ 第 3 4 条 （略）

（死亡職員に対する給与の支給）

第 3 5 条 （略）

2 大東市職員の退職手当に関する条例（平成 7 年条例第 3 1 号）第 2 条の 2 の規定は、前項の遺族の範囲、順位及び遺族からの排除について準用する。

第 3 6 条 ～ 第 3 7 条 （略）

別表第 1 ～ 別表第 5 （略）

別表第 6 （第 1 3 条関係）

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
課長	（略）

備考 （略）

別表第 7 （略）

（大東市立保育所条例）

本則 （略）

別表（第 2 条関係）

名称	所在地	定員
大東市立野崎保育所	大東市野崎一丁目 6 番 3 5 号	1 3 0 人

旧

第 2 9 条 ～ 第 3 4 条 （略）

（死亡職員に対する給与の支給）

第 3 5 条 （略）

2 大東市職員の退職手当に関する条例第 2 条の 2 の規定は、前項の遺族の範囲、順位及び遺族からの排除について準用する。

第 3 6 条 ～ 第 3 7 条 （略）

別表第 1 ～ 別表第 5 （略）

別表第 6 （第 1 3 条関係）

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
課長	（略）
<u>課長補佐（幼稚園の副園長に限る。）</u>	<u>4 0 , 0 0 0 円</u>

備考 （略）

別表第 7 （略）

本則 （略）

別表（第 2 条関係）

名称	所在地	定員
<u>大東市立南郷保育所</u>	<u>大東市太子田三丁目 1 番 2 0 号</u>	<u>1 8 0 人</u>
大東市立野崎保育所	大東市野崎一丁目 6 番 3 5 号	1 3 0 人

新
(大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例) (目的) 第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援の利用者が負担する費用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 条 (略) (利用者負担額等) 第 3 条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援（市立保育所（大東市立保育所条例（昭和 3 7 年条例第 3 号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和 3 年条例第 2 0 号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において行われるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ～ (2) (略) 2 ～ 3 (略) 第 4 条 ～ 第 6 条 (略) (大東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例) (目的) 第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号）第 4 条第 1 項の規定により、大東市立小学校及び

旧
(目的) 第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援の利用者が負担する費用等（大東市立幼稚園条例（昭和 4 6 年条例第 2 7 号）に規定する大東市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 条 (略) (利用者負担額等) 第 3 条 特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。以下この項において同じ。）、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援（市立保育所（大東市立保育所条例（昭和 3 7 年条例第 3 号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和 3 年条例第 2 0 号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において行われるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ～ (2) (略) 2 ～ 3 (略) 第 4 条 ～ 第 6 条 (略) (目的) 第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号）第 4 条第 1 項の規定により、大東市立小学校、中

新
<u>中学校</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償について、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 ～ 第4条 （略）

旧
<u>学校及び幼稚園</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償について、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 ～ 第4条 （略）

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

新
＜公布の日施行分＞ 第 1 条 ～ 第 9 条 （略） （職員の<u>一般的要件</u>） 第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第 1 1 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） 第 1 2 条 ～ 第 1 3 条 （略） （虐待等の<u>禁止</u>） 第 1 4 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 1 5 条 ～ 第 1 6 条 （略） （乳児等通園支援事業所の内部の規程） 第 1 7 条 （略） （1） ～ （5） （略） （6）利用定員 （7）乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての

主要改正点

- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 9 条 （略） （職員の<u>一般的条件</u>） 第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第 1 1 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） 第 1 2 条 ～ 第 1 3 条 （略） （虐待等の<u>防止</u>） 第 1 4 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 1 5 条 ～ 第 1 6 条 （略） （乳児等通園支援事業所の内部の規程） 第 1 7 条 （略） （1） ～ （5） （略） （6）<u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員 （7）乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留

新
留意事項 (8) ～ (11) (略) 第 1 8 条 (略) (秘密保持等) 第 1 9 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第 2 0 条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第 2 1 条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この項及び第 2 6 条第 3 号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員<u>（子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第 2 2 条 ～ 第 2 3 条 (略) <u>(設備及び職員の基準の特例)</u> <u>第 2 3 条の 2 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。</u> 第 2 4 条 ～ 第 2 6 条 (略) (準用)

旧
意事項 (8) ～ (11) (略) 第 1 8 条 (略) (秘密保持等) 第 1 9 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第 2 0 条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第 2 1 条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この項及び第 2 6 条第 3 号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第 2 2 条 ～ 第 2 3 条 (略) 第 2 4 条 ～ 第 2 6 条 (略) (準用)

新

第 2 7 条 第 2 4 条及び第 2 5 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（電磁的記録）

第 2 8 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

＜令和 8 年 1 2 月 2 5 日施行分＞

第 1 条 ～ 第 1 4 条 （略）

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 1 5 条 ～ 第 2 8 条 （略）

旧

第 2 7 条 第 2 4 条及び第 2 5 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

（電磁的記録）

第 2 8 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第 1 条 ～ 第 1 4 条 （略）

第 1 5 条 ～ 第 2 8 条 （略）

大東市景観条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 1 3 条 （略） （届出を要しないその他の行為） 第 1 4 条 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1） ～ （5） （略） 第 1 5 条 ～ 第 2 7 条 （略）

主要改正点

- ・ 景観法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 1 3 条 （略） （届出を要しないその他の行為） 第 1 4 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1） ～ （5） （略） 第 1 5 条 ～ 第 2 7 条 （略）

印刷物番号
8 - 3 1